

平成 22 年 7 月 8 日

各 位

会社名 国際石油開発帝石株式会社
代表者名 代表取締役社長 北村 俊昭
(コード番号 1605 東証第一部)
問合せ先 広報・IR エキスパートマネージャー 板野 和彦
電話番号 03-5572-0233

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社グループは、経営理念として掲げる「エネルギーの安定的かつ効率的な供給を実現することを通じて、豊かな社会づくりに貢献する」という社会的使命を果たしていくとともに、埋蔵量と生産量の中長期的な維持・拡大により、企業価値の持続的成長を着実に進めていくために、2009 年 7 月、当社グループの中長期的な課題と基本戦略を「中長期的経営課題」として策定し、現在、その達成に向けて取り組んでおります。

同経営課題においては、中長期的な成長目標として、グローバルな大手石油会社に比して遜色ない、高い国際競争力を備えた上流専門企業(あるいは準メジャー)としての確固たる地位を確立するために、既存プロジェクト及び新規プロジェクトからの生産によって 2020 年 3 月期までにネット生産量を日量 80~100 万バレル程度(原油換算量)に高めることを掲げています。

あわせて同成長目標を達成するために、上流事業の持続的拡大、ガスサプライチェーンの構築とガス・ビジネスの積極的展開及び多様なエネルギーを供給する企業への成長を基本戦略と位置づけております。

当社グループは、2010 年 3 月末時点で、世界 26 ヶ国において 74 プロジェクトを推進し、グローバルな規模でのエネルギーの供給に従事していますが、基本戦略の一つである上流事業の持続的拡大のためには、埋蔵量拡大のための継続的な探鉱及び開発投資が不可欠です。

現在、当社グループでは、オーストラリアのイクシス LNG プロジェクト及びインドネシアのアバディ LNG プロジェクトという二つの大規模 LNG(液化天然ガス)開発のオペレーター(操業幹事会社)プロジェクトと、世界有数の規模を誇るカザフスタンのカシャガン油田を、当社グループの企業価値向上に貢献する最重要の 3 大主要プロジェクトと位置付け、全社をあげて注力しているところです。

上記 3 大主要プロジェクトの開発推進と本格的な生産開始に伴い、当社グループの約 14.7 億バレル(原油換算量)の確認埋蔵量(2010 年 3 月末時点)と日量約 40 万バレル(原油換算量)のネット生産量(2010 年 3 月期)を、2020 年 3 月期までには飛躍的に増加させることを目標としています。特にイクシス LNG プロジェクトについては、2016 年第 4 四半期に計画される生産開始後においては、年間約 840 万トンの LNG 及び日量約 10 万バレル(ピーク時)のコンデンセート並びに年間約 160 万トンの LPG の生産が見込まれ、当社グループの生産量の増大に大きく貢献するものと見込んでおります。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

当社グループは3大主要プロジェクトの開発を中心に、2010年4月以降、2017年3月期までの間に総額4兆円程度の探鉱及び開発投資等を行うことを想定しております。

今回の新株式発行による調達資金は、上記想定投資総額の半分程度を占めることが予想されるイクシス LNG プロジェクトを主とする開発資金に充当する予定で、具体的にはイクシス LNG プロジェクトを推進するインペックス西豪州ブラウズ石油株式会社を主とする当社の連結子会社への投融資資金に充当する予定です。

なお、イクシス LNG プロジェクトは、2011年第4四半期を予定とする最終投資決定（FID）後において、本格的な投資が必要となりますが、同プロジェクトを含む3大主要プロジェクトの開発資金については、今回の資金調達のほか、当社手元資金の利用及び銀行借入等（プロジェクト子会社におけるプロジェクト・ファイナンスや国際協力銀行からの借入及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の保証制度を活用した市中銀行からの協調融資等を含む。）により調達することを検討しております。

また、今回の新株式発行を通じ、安定した財務基盤を先んじて構築することで、金融機関等負債性資金の提供者のみならず、開発事業のパートナー、販売先、コントラクター等の関係者との協議が円滑に行われ、当社グループにとってより良い条件で今後のプロジェクトを推進していくことが可能となるものと考えております。

当社グループは、今回の資金調達と3大主要プロジェクトの開発に加え、関東甲信越に広がる約1,400kmの幹線パイプラインネットワークと2014年に稼働予定の直江津 LNG 受入基地を有機的に結び付けることにより、二つ目の基本戦略であるガスサプライチェーンの構築とガス・ビジネスの積極的な展開を図ることによって、中長期的な成長の基盤を確立し、株主をはじめとするステークホルダーの皆様にもたらされる利益の最大化に努めて参ります。

記

1. 公募による新株式発行

- | | |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 下記①乃至③の合計による当社普通株式 1,216,000 株 |
| | ① 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 566,000 株 |
| | ② 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 566,000 株 |
| | ③ 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 84,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 22 年 7 月 26 日(月)から平成 22 年 7 月 28 日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。

① 国内一般募集

国内における募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集とし、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社とする国内引受会社（以下「国内引受会社」という。）に国内一般募集分の全株式を買取引受けさせる。

② 海外募集

海外における募集（以下「海外募集」という。）は海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144 A に従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、Goldman Sachs International、Nomura International plc 及び J.P. Morgan Securities Ltd. を共同主幹事引受会社とする海外引受会社（以下「海外引受会社」という。）に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

なお、上記①及び②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集 566,000 株及び海外募集 650,000 株（上記(1)②に記載の買取引受けの対象株式 566,000 株及び上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式 84,000 株）を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

また、上記①及び②に記載の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集及び下記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメン

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

トによる売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは野村證券株式会社及びGoldman Sachs Internationalとする。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後（国内一般募集）の日まで。
- (7) 払込期日 平成22年8月2日(月)から平成22年8月4日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役 副社長執行役員 喜田 勝治郎に一任する。
- (10) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 国内一般募集又は海外募集のいずれかが中止となる場合は、公募による新株式発行は中止する。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 84,000 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限の売出株式数を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から84,000株を上限として借入れる当社普通株式の国内における売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役 副社長執行役員 喜田 勝治郎に一任する。
- (9) オーバーアロットメントによる売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 国内一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

3. 第三者割当による新株式発行（下記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 84,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成 22 年 8 月 30 日(月)
- (6) 払込期日 平成 22 年 8 月 31 日(火)
- (7) 申込株数単位 1 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役 副社長執行役員 喜田 勝治郎に一任する。
- (10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 国内一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募による新株式発行」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 84,000 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、84,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために、当社は平成 22 年 7 月 8 日（木）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 84,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 22 年 8 月 31 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 22 年 8 月 24 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、上記の取引に関して、野村證券株式会社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	普通株式	2,358,409株
	甲種類株式	1株
	合計	2,358,410株
公募増資による増加株式数	普通株式	1,216,000株 (注) 1.
公募増資後の発行済株式総数	普通株式	3,574,409株 (注) 1.
	甲種類株式	1株
	合計	3,574,410株 (注) 1.
第三者割当増資による増加株式数	普通株式	84,000株 (注) 2.
第三者割当増資後の発行済株式総数	普通株式	3,658,409株 (注) 2.
	甲種類株式	1株
	合計	3,658,410株 (注) 2.

(注) 1. 海外引受会社が上記「1. 公募による新株式発行」(1)③に記載の権利全部を行使した場合の数字です。

2. 上記「3. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字であり、上限を示したものです。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限 587,239,000,000 円については、全額をインペックス西豪州ブラウズ石油株式会社を主とする当社の連結子会社への投融資資金に充当する予定であります。なお、インペックス西豪州ブラウズ石油株式会社は当社からのこの投融資資金を全額イクシス LNG プロジェクトの開発資金に充当する予定であります。

上記手取金は平成22年度から順次インペックス西豪州ブラウズ石油株式会社への投融資資金に充当する予定ですが、同社によるイクシス LNG プロジェクトへの投資のピークは3年後から5年間となることを想定しており、当社は同社における具体的な資金需要の発生までは上記手取金を安全な金融商品にて運用する予定であります。

当社グループは平成22年度から平成28年度までの7年間に総額4兆円程度の探鉱及び開発投資等を想定しておりますが、イクシス LNG プロジェクトへの投資総額はその半分程度となるものと見積もっております。前述の3大主要プロジェクトの開発資金については、国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資からの手取金のほか、当社手元資金の利用及び銀行借入等（プロジェクト子会社におけるプロジェクト・ファイナンスや国際協力銀行からの借入及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の保証制度を活用した当社における市中銀行からの協調融資等を含む。）を検討しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達を通じて、持続的成長に向けての更なる財務基盤の強化が図られます。

また、今回の調達資金はインペックス西豪州ブラウズ石油株式会社を主とする当社の連結子会社への投融資資金に充当される予定です。

インペックス西豪州ブラウズ石油株式会社が当社からの投融資資金をイクシス LNG プロジェクトの開発資金に充当することで、当社グループの将来の生産量拡大とそれによる業績の向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、石油・天然ガス資源の安定的かつ効率的な供給を行うために事業基盤の拡大を目指し、国内外における探鉱・開発活動及び供給インフラの整備・拡充等に積極的な投資を行ってまいります。また、このような投資を行うためには、当社グループの財務基盤が強固であることが必要不可欠であります。従いまして、当社は、積極的な投資を通じた石油・天然ガスの保有埋蔵量及び生産量の維持・拡大による持続的な企業価値の向上と、配当による株主への利益の直接的な還元との調和を中長期的な視点を踏まえつつ図っていくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、上記基本方針に基づき、石油・天然ガスの保有埋蔵量及び生産量の維持・拡大のための投資などに振り向けていくこととしております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	73,510.14 円	61,601.60 円	45,553.56 円
1 株当たり年間配当金 (うち 1 株当たり中間配当金)	普通株式 7,500 円 (3,500 円)	普通株式 8,000 円 (4,000 円)	普通株式 5,500 円 (2,500 円)
	甲種類株式 7,500 円 (3,500 円)	甲種類株式 8,000 円 (4,000 円)	甲種類株式 5,500 円 (2,500 円)
実績連結配当性向	10.2%	13.0%	12.1%
自己資本連結当期純利益率	15.8%	11.9%	8.1%
連結純資産配当率	1.6%	1.6%	1.0%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、普通株式及び甲種類株式に係る 1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益又は連結当期純損失を自己資本（連結貸借対照表上の純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、普通株式及び甲種類株式に係る 1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 甲種類株式は剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1 株当たり連結純資産及び 1 株当たり連結当期純利益の各数値の算出の際には、発行済株式総数及び期中平均発行済株式数に含めております。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	1,030,000 円	1,090,000 円	703,000 円	695,000 円
高 値	1,330,000 円	1,440,000 円	849,000 円	729,000 円
安 値	913,000 円	424,000 円	586,000 円	467,500 円
終 値	1,110,000 円	683,000 円	686,000 円	469,000 円
株価収益率	15.1 倍	11.1 倍	15.1 倍	—

(注) 1. 平成23年3月期の株価については、平成22年7月7日(水)現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換できる有価証券の発行又は当社普通株式を受け取る権利を表章する有価証券の発行等(ただし、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資及び株式分割に伴う当社普通株式の発行等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。